

令和8年度 中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮） ごみ埋立業務仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度 中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮） ごみ埋立業務委託

2 委託業務の場所

周智郡森町一宮 3603-3 中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）

3 委託業務の内容

(1) 中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）埋立地に搬入された不燃ごみ及び焼却灰等を転圧し覆土を行い、埋め立てる作業（セル・サンドイッチ方式を基本）とする。

なお、作業方法等については、別紙「埋立作業要領」による。

(2) 4 t ダンプを使い、必要に応じ、水処理施設から埋立地へ脱水汚泥の運搬を行う。

毎月1～3回程度、1週間前には実施日を告知。

(3) 上記(1)及び(2)の業務を行わない日や業務量が少ない日は、必要に応じて処分場敷地内の不陸整正や除草等環境美化に努める。

4 使用重機

(1) 0.25 m³級バックホウ、0.45 m³級バックホウ、10 t 級タイヤローラ、4 t ダンプ

(2) 重機は排ガス対策型又は排出ガス浄化装置装着重機とする。

(3) バックホウ（0.25 m³級、0.45 m³級）は、走行時に処分場内舗装面を損傷させない仕様とする。

5 経費

人件費及び委託業務のための重機等の使用にかかる経費は、全て受託者負担とする。

重機等の運転に係る燃料については、委託者指定給油所にて給油するものとし、その燃料費については、委託者の負担とする。

6 勤務時間及び休日

勤務時間及び休日は、原則として「中遠広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」によるものとする。

ただし、ゴールデンウィーク及び年末年始等長期の休場となる期間については、中遠クリーンセンターの焼却灰（飛灰）を受け入れる場合がある。

その際には、必要に応じて作業日数の調整（増減）を行うので、受託者と別途協議する。

7 委託期間

令和8年4月1日～令和8年12月28日

8 埋立ごみ量

2,500 t（推定）

9 覆土量

1,500 m³（推定）

10 作業人員

2人（特殊運転手1人、普通作業員1人）

11 作業日数

182日（見込み）※休日勤務を3日見込む。

12 作業時間

特殊作業員は、8時30分～17時00分とする。

普通作業員は、8時30分～17時00分までの時間帯の6時間勤務を基本とする。

ただし、普通作業員の勤務時間については、ごみ搬入量の状況により変更することが出来る。

13 他業務との連携

受託者は、他業務従事者と互いに協調の精神に基づき協力し合い、必要に応じて打ち合わせを行うなど、業務を円滑に遂行すること。

14 安全管理

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。
- (2) 受託者は、業務実施に際し、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従い安全を第一として作業にあたること。
- (3) 受託者は、作業用機械等の運転操作について、有資格者に行わせること。
- (4) 受託者は、日常より作業機械器具は常に点検整備し、安全な状態に保ち、事故防止に努めること。
- (5) 受託者は、事故・その他の事象が発生した場合は、速やかに委託者へ報告すること。また、前記の事象が発生した後、受託者において安全管理教育等を実施した内容、今後の対応について委託者へ報告すること。

15 提出書類

受託者は、次に定める書類を契約締結後速やかに委託者へ提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 作業員名簿
- (3) 使用重機届出書
- (4) 安全管理計画書及び安全管理報告書
- (5) 業務実施組織表
- (6) 緊急連絡体制表
- (7) その他委託者が必要と認める書類

16 業務報告

受託者は、ごみ埋立業務実績を明らかにするため、業務日報等により組合へ毎日報告を行うこと。

埋立作業要領

- 1 搬入された廃棄物は、処分地の第3区画から埋立を行うこと。
- 2 覆土について
下記基準により覆土を行うこと。なお、廃棄物の種類と形状、覆土の土質、現場の形体等に応じ適切な埋立を行い、必要に応じ組合職員と協議をすること。
 - (1) 即日覆土
搬入廃棄物は法面も含めた全面を即日、覆土をする。
廃棄物の敷き均し厚は、転圧効果の及ぶ厚さ（30～50 cm程度）とし、かつ、一層ごとに、その表面を指定された覆土で概ね15～20 cm覆うこと。
 - (2) 覆土の高さ
覆土の高さは堰堤の上端の高さ（67.5m）までとし、これを超えないこと。
- 3 埋立地の維持管理について
 - (1) 浸出水が集排水管を通り、速やかに浸出水処理施設へ排出されるよう、集排水管の上部及び周囲は組合が支給する単粒度砕石及び透水性のよい廃棄物（不燃物残渣、がれき）を埋立てること。
 - (2) 埋立不適物の搬入の防止に努め、必要に応じ組合職員の指導を受けること。
 - (3) 搬入車両に対する廃棄物の降ろし場所の指示、誘導を適切に行い、事故の防止に万全を期すこと。
 - (4) 覆土は処分場内の指定された土を掘削、運搬して使用すること。なお、運搬作業は一定量を処分地内に保管するなど、効率的に行うこと。
 - (5) 廃棄物の飛散防止のため、適宜、散水を行うこと。なお、散水は、希釈枘の水又は洪水調整池の水を使用すること。
 - (6) 重機による急旋回等で遮水シートや法面の埋立作業の際コンクリートマットを破損しないよう注意すること。破損した場合は速やかに組合職員に報告すること。
 - (7) 搬入車両が通る通路は、通行に支障のないよう、随時造成及び補修を行うこと。
- 4 埃対策について
処分場内の外周道路の埃対策として、適宜、上水による散水（散水栓による放水）を行うこと。
- 5 洗車場の使用について
洗車場設備が適切に使用されるよう管理及び搬入者への指導を行うこと。外周洗車場では車輪の洗浄のみとし、荷台等の洗浄は原水ピット横洗車場にて行うものとする。その際、配管等に注意して後退で進入し、排水は敷地外へ出さないよう留意すること。
- 6 安全対策について
安全管理を徹底するため、埋立区域内のパトロールを定期的に行うこと。
埋立作業現場における作業員の安全を確保するため、作業帽や安全靴の完全着用・粉塵対策として、マスク等を着用すること。